

# 富山大学 学報

## 第212号

### 目 次

関 係 法 令..... 2	富山大学電気工作物保安規則の一部改正.....10
学 内 規 則..... 3	諸 会 議.....11
富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正... 3	学 事.....13
富山大学放射性同位元素総合実験室規則の一 部改正..... 3	昭和56年度科学研究費補助金交付内定者.....13
富山大学低温液化室運営委員会規則の一部改正... 3	人 事 異 動.....14
富山大学低温液化室規則の一部改正..... 4	学 内 諸 報.....15
富山大学国有財産取扱規則の一部改正..... 4	永年勤続者の表彰.....15
富山大学トリチウム科学センターに係る規則 の一部改正..... 5	海外渡航者.....16
富山大学教育学部規則の一部改正..... 5	職 員 消 息.....17
富山大学高压ガス危害予防規則の制定..... 6	主 要 行 事.....17
富山大学公印管理規則の一部改正..... 9	資 料.....20
	昭和55年度卒業生産業別就職状況.....20

---

 関 係 法 令
 

---

(官報掲  
載月日)

## 法 律

- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（55） 5・30

## 政 令

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（165） 5・15
- 核燃料物質，核原料物質，原子炉及び放射線の定義に関する政令の一部を改正する政令（166） //
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（167） //
- 新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う新技術開発事業団法施行令及び国家公務員等退職手当法施行令の整備に関する政令（185） 5・26
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（189） 5・29
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令（194） //
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令（195） 5・30
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（196） //
- 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員の福祉増進事業に関する政令の一部を改正する政令（197） //
- 国家公務員共済組合法等による年金の額の改定に関する政令（198） //

## 府 令

- 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（総理30） 5・16
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令（総理31） //

## 規 則

- 人事院規則（特殊勤務手当）の一部を改正する規則（人事院9-30） 5・15
- 同（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（同9-55） //
- 同（女子職員及び年少職員の健康，安全及び福祉）の一部を改正する規則（同10-7） //

## 告 示

- 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する件（科学技術庁6） 5・16
- 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（同7） //
- 昭和57年度科学研究費補助金の計画調書の提出期間を定める件（文部91） 5・20

---

## 学 内 規 則

---

### 富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月 8 日

富山大学長 柳田 友道

#### 富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素委員会規則（昭和40年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経理部主計課」を「庶務部庶務課」に改める。

##### 附 則

この規則は、昭和56年 5 月 8 日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

##### ▶富山大学放射性同位元素委員会規則の改正理由

事務分掌の変更により、富山大学放射性同位元素委員会の庶務を庶務部庶務課において処理することとなったため関係事項を改める。

### 富山大学放射性同位元素総合実験室規則の一部改正

富山大学放射性同位元素総合実験室規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月 8 日

富山大学長 柳田 友道

#### 富山大学放射性同位元素総合実験室規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素総合実験室規則（昭和40年 4 月22日制定）の一部を次のように改正する。

第10条中「経理部主計課」を「庶務部庶務課」に改める。

##### 附 則

この規則は、昭和56年 5 月 8 日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

##### ▶富山大学放射性同位元素総合実験室規則の改正理由

事務分掌の変更により、富山大学放射性同位元素総合実験室の庶務を庶務部庶務課において処理することとなったため関係事項を改める。

### 富山大学低温液化室運営委員会規則の一部改正

富山大学低温液化室運営委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月 8 日

富山大学長 柳田 友道

**富山大学低温液化室運営委員会規則の一部を改正する規則**

富山大学低温液化室運営委員会規則（昭和51年 7 月27日制定）の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「経理部主計課」を「庶務部庶務課」に改める。

**附 則**

この規則は、昭和56年 5 月 8 日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

**▶富山大学低温液化室運営委員会規則の改正理由**

事務分掌の変更により富山大学低温液化室運営委員会の庶務を庶務部庶務課において処理することとなったため関係事項を改める。

**富山大学低温液化室規則の一部改正**

富山大学低温液化室規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月 8 日

富山大学長 柳田友友道

**富山大学低温液化室規則の一部を改正する規則**

富山大学低温液化室規則（昭和51年 7 月27日制定）の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「経理部主計課」を「庶務部庶務課」に改める。

**附 則**

この規則は、昭和56年 5 月 8 日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

**▶富山大学低温液化室規則の改正理由**

事務分掌の変更により富山大学低温液化室の事務を庶務部庶務課において行うこととなったため関係事項を改める。

**富山大学国有財産取扱規則の一部改正**

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月 8 日

富山大学長 柳田 友道

**富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則**

富山大学国有財産取扱規則（昭和33年 3 月 7 日制定）の一部を次のように改正する。  
附則（昭和55年 5 月30日）の第 2 項を削る。

**附 則**

この規則は昭和56年 5 月 8 日から実施し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

## ▶ 富山大学国有財産取扱規則の改正理由

トリチウム科学センターにおける補助執行は理学部長が当たっていたが、これをトリチウム科学センター長が行うように改める。

## 富山大学トリチウム科学センターに係る規則の一部改正

富山大学トリチウム科学センターに係る規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月21日

富山大学長 柳田 友道

## 富山大学トリチウム科学センターに係る規則の一部を改正する規則

第1条 富山大学トリチウム科学センター規則（昭和55年 4 月18日制定）の一部を次のように改正する

第12条中「人文学部・理学部事務長」を「庶務部庶務課長」に改める。

13条中「人文学部・理学部事務部」を「事務局」に改める。

第2条 富山大学文書決裁規則（昭和48年12月21日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2 専決事項の（トリチウム科学センター関係）第8号中「人文学部・理学部事務長」を「庶務部庶務課長」に改める。

第3条 富山大学公印管理規則（昭和48年 3 月13日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2 官職印のトリチウム科学センターの項中

「	人文学部	人文学部	を	「	庶務部	庶務部	に改める。
	・理学部	・理学部			庶務課長	庶務課	
	事務長	庶務係長	」			文書係長	」

## 附 則

この規則は、昭和56年 5 月21日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

## ▶ 富山大学トリチウム科学センターに係る規則の改正理由

学内共同教育研究施設の事務取扱部局変更に伴い、人文学部・理学部事務部で行われていたトリチウム科学センターに係る事務を事務局で行うようにするため、所要事項を改める。

## 富山大学教育学部規則の一部改正

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月22日

富山大学長 柳田 友道

## 富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部（昭和27年 4 月18日制定）の一部を次のように改正する。

第4条中「V」を「V, VI」に改める。

別表II(イ)中

「	教 科	別表II(ロ)参照	45	を
	教育法			

「

教 科	別表II(ロ)参照	46
教育法		

」に、  
「

計	126
---	-----

」を「

計	127
---	-----

」に改める。

別表IV中

「

学 科 目
異常児教育
異常児心理
異常児の病理

」を「

学 科 目
障害児教育
障害児心理
障害児病理

」に改める。

別表VIを次のように改める。

別表VI 職業指導、保健、ドイツ語の各免許状取得のための開設授業科目

免許状の種類	教育職員免許法施行規則で規定する専門科目	関係授業科目	開設単位	備考
職業指導	職業指導	職業指導原理	4	
	職業指導の技術	精神検査(実習2を含む)	4	
		面接相談の技術	4	
	職業指導の運営管理	職業指導の運営管理	4	
		職業情報	2	
		職業分析と自己分析	2	
保健	学校保健	保健評価実習	2	
	衛生学	運動衛生学	2	
ドイツ語		ドイツ語科教育法I II III	3	
計			27	

附 則

この規則は、昭和56年 5 月22日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

▶富山大学教育学部規則の改正理由

- 1 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部改正に伴い、所要事項を改める。
- 2 授業科目を整理するほか、教員免許状取得のための授業科目に新たにドイツ語に係るものを加える。
- 3 字句を改める。

富山大学高圧ガス危害予防規則の制定

富山大学高圧ガス危害予防規則を次のとおり制定する。

昭和56年 5 月22日

富山大学長 柳田 友道

富山大学高圧ガス危害予防規則

(目 的)

第1条 この規則は、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、富山大学における高圧ガス製造施設（以下「製造施設」という。）の位置、構造及び設備の保守並びに運転・管理の細

目について規定することにより高圧ガスによる災害を防止し、もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定 義)

**第2条** この規則において「高圧ガス」とは、法第2条に規定する高圧ガスのうち冷凍に係るものをいう。

(保安管理)

**第3条** 学長は、高圧ガスによる災害防止に関する保安業務を統轄する。

2 製造施設に、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を総括管理させるため、高圧ガス製造総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、その製造施設の名称・位置及び総括管理者については、別表第1のとおりとする。

3 製造施設に、製造施設の維持、製造方法の監督その他冷凍ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を処理させるため、高圧ガス製造保安責任者（以下「保安責任者」という。）を置き、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「省令」という。）第22条に規定する高圧ガス製造保安責任者免状を有する職員（研究教育の用に供する製造施設にあってはその運営を担当する教員）のうちから学長が指名する。

4 学長は、あらかじめ保安責任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任し、保安責任者が旅行、疾病及びその他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるものとする。

5 保安責任者は、法第8条第1項に定められた施設の技術水準に関し、所管の施設が省令等に適合するよう管理するものとする。

6 前5項に規定する保安管理体制については、別表第2のとおりとする。

(監督の方法等)

**第4条** 総括管理者又は保安責任者は、法、省令若しくはこれらに基づく命令又はこの規則の実施を確保するため、関係職員に指示を与え、必要と認めた場合には、製造施設における作業を停止させる等の措置を講ずることができる。

2 関係職員は、総括管理者又は保安責任者が保安のためにする指示に従わなければならない。

(立入禁止区域)

**第5条** 高圧ガスによる危害を防止するため、必要に応じて製造施設の周囲に立入禁止区域を設けるものとする。

2 前項に規定する区域には、総括管理者又は保安責任者の許可を受けた者以外の者は、立ち入ってはならない。

(標 識)

**第6条** 製造施設には、見やすい場所に次の各号に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

(1) 高圧ガスの製造施設であること。

(2) 高圧ガスの種類 フロン22

(3) 立入禁止、火気の制限その他の注意事項

(4) 第15条及び第16条に規定する緊急事態に対する措置

(運転及び操作)

**第7条** 製造施設の運転及び操作に当たっては、保安責任者の監督の下にこれを行わなければならない。

2 保安上重要な運転及び操作に当たっては、保安責任者が適格と認めた者に行わせるものとする。

(安全装置)

**第8条** 安全装置の取付箇所及び取扱い方法については、表示するとともに関係職員に周知しておかなければならない。

2 前項に規定する安全装置のうち、安全弁に付帯して設けた止め弁については、高圧ガス製造中常に全開し、かつ、「開」と記載した標識を掲げておくものとし、その取扱いは、保安責任者が行わなければならない。

3 安全装置は、1年に1回以上検査し、規定圧力で作動するよう調整しておかなければならない。

(圧力計)

**第9条** 圧力計は、使用圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものを使用し、見やすい箇所に取り付けておかなければならない。

(冷凍設備の修理及び清掃)

**第10条** 冷凍設備の修理及び清掃（以下「修理等」という。）並びにその後の製造については、あらかじめ作業の方法、工程表等を明示し、保安責任者の指示の下に次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 冷凍設備を開放して修理等をしたときは、組立後漏れ試験を行い、高圧ガスが漏れないことを確認すること。
- (2) 漏れ試験には、酸素、可燃性ガス及び毒性ガスを使用しないこと。
- (3) 冷凍設備に高圧ガスを充てんして昇圧を行うときは、必ず圧力調整弁を使用すること。
- (4) 冷凍設備内の高圧ガスを容器に回収するときは、法第48条に規定する容器を使用し、過充てんにならないようにすること。
- (5) 修理等が終了したときは、当該冷凍設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造しないこと。

（巡視及び点検）

**第11条** 保安責任者は、別に定める巡視及び点検基準により冷凍設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造施設の異常の有無を点検するほか、1日1回以上冷凍設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他危険を防止する措置を講ずるものとする。

（保安検査）

**第12条** 法第35条に規定する保安検査については、3年に1回受けるものとする。

（自主検査）

**第13条** 自主検査については、次表に定めるところにより、保安責任者の下に実施するものとする。

検査方法	検査期間	検査回数	
外観検査	1月	1回以上	
作動試験	1年	1回以上	
調整試験	1年	1回以上	

（帳簿）

**第14条** 保安責任者は、法第60条第1項の規定に基づき、帳簿を常備し、製造施設に異常があった年月日及びそれに対して講じた措置について記録するものとする。

2 保安責任者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について記録しておくものとする。

- (1) 製造施設の運転状況
- (2) 保安検査の結果
- (3) 自主検査の結果

3 前2項に規定する帳簿及び記録については、3年間保管するものとする。

（漏えい・噴出時の措置）

**第15条** 高圧ガスが漏えいし、又は噴出したときは、装置の運転を停止し、かつ、高圧ガスを大気中に安全に放出し、直ちに総括管理者若しくは保安責任者に通報し、その指示を受けるものとする。

（緊急事態に対する措置）

**第16条** 製造施設又はその付近において災害が発生し、又は災害発生の危険が急迫したことを知った者は、直ちに総括管理者若しくは保安責任者に通報し、その指示を受けるものとする。

2 総括管理者又は保安責任者は、通報の内容に応じ、次に掲げるところにより連絡するものとする。

- (1) 学長（内線200番）
- (2) 消防署（救急車） 119番
- (3) 警察署 110番
- (4) 富山県環境整備課 31-4111（内線773番）
- (5) 富山市民病院 21-7591番

（訓練）



**第17条** 総括管理者は、関係職員に対し、災害が発生したときの措置について定期的に訓練を行わなければならない。

(この規則の周知方法)

**第18条** 総括管理者は、この規則の周知徹底を図るため、関係職員に対し、毎年1回以上の講習を行わなければならない。

(違反者に対する措置)

**第19条** 総括管理者は、この規則に違反した者に対して、講習等により再教育を行うものとする。

(改正)

**第20条** 学長は、総括管理者及び保安責任者を含む関係者と協議してこの規則の改正を行うものとする。

(実施細目)

**第21条** この規則に定めるもののほか、冷凍設備の運転基準、製造施設の保安基準その他この規則の実施に関し必要な細目は、当該製造施設の総括管理者が別に定める。

**附 則**

この規則は、昭和56年5月22日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

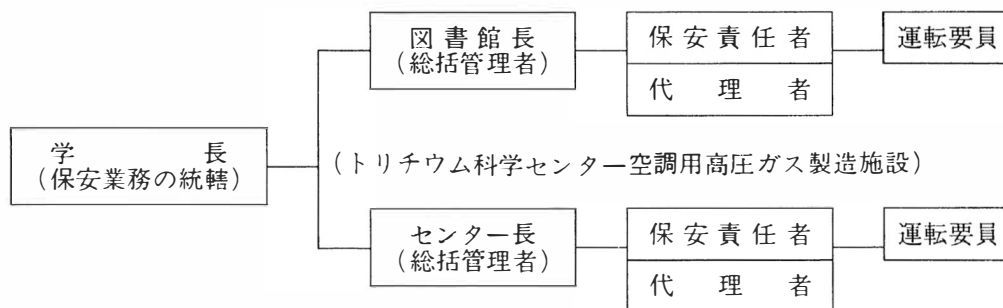
**別表第1**

製造施設の名称・位置	総括管理者
附属図書館空調用高压ガス製造施設	図書館長
トリチウム科学センター空調用高压ガス製造施設	センター長

**別表第2**

**保安管理体制**

(附属図書館空調用高压ガス製造施設)



▶富山大学高压ガス危害予防規則の制定理由

附属図書館（本館）及びトリチウム科学センターに空調用冷凍機が設置されているため、高压ガス取締法第26条第1項の規定に基づきこの規則を制定するものである。

**富山大学公印管理規則の一部改正**

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和56年5月29日

富山大学長 柳田 友道

**富山大学公印管理規則の一部を改正する規則**

富山大学公印管理規則（昭和48年3月13日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 2 官職印中

	富山大学施設課長の印	20	施設課長	企画係長	
--	------------	----	------	------	--

	富山大学施設課長の印	20	施設課長	企画係長	
	富山大学短期高等教育機関(高岡)創設準備室長の印	23	庶務課長	文書係長	

附 則

この規則は、昭和56年 5 月29日から施行し、昭和56年 5 月12日から適用する。

▶富山大学公印管理規則の改正理由

本学に、富山大学短期高等教育機関（高岡）創設準備室が設置されたことに伴い、同室長の公印を新刻するもの。

富山大学電気工作物保安規則の一部改正

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

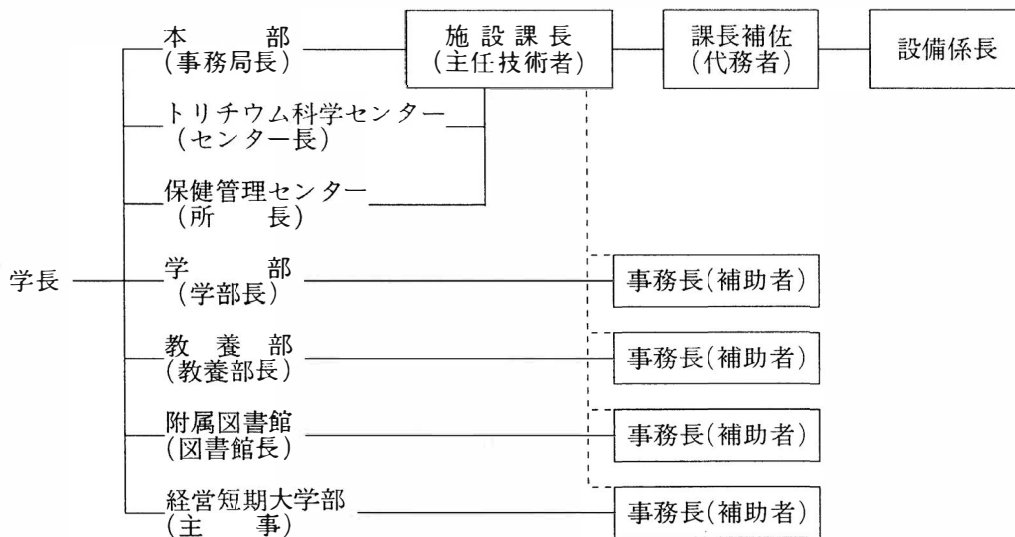
昭和56年 5 月29日

富山大学長 柳田 友道

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則

富山大学電気工作物保安規則（昭和41年 3 月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中保安業務の組織図を次のように改める。



(注) ——は、指揮命令系統を示す。

----は、関連業務の系統を示す。

附 則

この規則は、昭和56年 5 月29日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

▶富山大学電気工作物保安規則の改正理由

- 1 学内共同教育研究施設の事務取扱部局の変更に伴い、人文学部・理学部事務部で処理していたトリチウム科学

- センターに係るものを事務局で行うようにするため、所要事項を改める。
- 2 保健管理センターに係る保安業務の組織について位置付けを明確にするため。
  - 3 字句を改める。

---

## 諸 会 議

---

### 富山大学入学者選抜健康診断判定基準専門委員会（5月8日）

#### （審議事項）

- (1)健康診断判定基準の改善について（継続審議）

### 附属図書館商議会（5月12日）

#### （報告事項）

- (1)昭和55年度二次資料等購入費について
- (2)昭和55年度外国雑誌購入費について
- (3)地図情報室について
- (4)富山大学雑誌目録（欧文篇）配付について

#### （審議事項）

- (1)昭和56年度図書資料（大型コレクション）収書計画について
- (2)昭和56年度製本費について
- (3)昭和56年度附属図書館運営費について
- (4)図書館業務の電算化について
- (5)短大からの申し入れについて（継続）

### 授業料等減免選考委員会（5月14日）

#### （審議事項）

- (1)昭和56年度大学院・専攻科入学生の入学料免除について
- (2)昭和56年度前期分授業料免除について

### 昭和56年度第2回補導協議会（5月14日）

#### （審議事項）

- (1)第26回大学祭について

### 計算機センター運営委員会（5月14日）

#### （報告事項）

- (1)昭和55年度業務報告
- (2)昭和55年度決算について
- (3)昭和55年度利用状況について

#### （審議事項）

- (1)昭和56年度運営費予算について



- (2)昭和57年度概算要求について
- (3)広報・教育小委員会の選出について
- (4)研究開発室長の選出について

**昭和56年度第1回学園ニュース編集委員会（5月15日）****（審議事項）**

- (1)第36号学園ニュースの発行計画について

**昭和56年度第1回入学者選抜方法研究委員会（5月19日）****（報告事項）**

- (1)入学者選抜方法の改善に伴う昭和54年度以降の調査研究事項について

**（審議事項）**

- (1)昭和57年度以降富山大学入学者選抜試験の実施に伴う基本方針について

**昭和56年度第1回入学試験管理委員会（5月19日）****（審議事項）**

- (1)昭和57年度富山大学入学者選抜試験の実施に伴う基本方針について
- (2)昭和57年度富山大学入学者選抜試験における補欠合格者の取扱いについて

**昭和56年度第1回保健管理センター委員会（5月20日）****（審議事項）**

- (1)次期保健管理センター所長候補者の選考について

**昭和56年度第2回評議会（5月22日）****（報告事項）**

- (1)東海北陸地区国立大学長会議について
- (2)昭和57年度概算要求基本方針について
- (3)教官人事について（教育学部）
- (4)大学祭及び体育祭について
- (5)新聞等に報道された理学部の問題について

**（審議事項）**

- (1)入学式々場について（継続審議事項）
- (2)富山大学教育学部規則の一部改正について
- (3)富山大学高圧ガス危害予防規則の制定について
- (4)昭和57年度富山大学入学者選抜試験の実施に伴う基本方針について

**低温液化室運営委員会（5月25日）****（審議事項）**

- (1)昭和56年度運営費等について

**富山大学構内交通対策委員会（5月26日）****（審議事項）**

- (1)富山大学構内交通規制に関する暫定要項及び同実施細目の見直しについて

## 昭和56年度第1回学寮補導委員会（5月26日）

## （審議事項）

(1)学寮の諸問題について

## 昭和56年度第3回補導協議会（5月27日）

## （審議事項）

(1)第26回大学祭について

## 放射性同位元素総合実験室運営委員会（5月28日）

## （審議事項）

(1)昭和56年度運営費等について

## 学 事

## 昭和56年度 科学研究費補助金交付内定者

研究種目	研究代表者	研 究 課 題	配分子定額 千円
総合研究 A	人文学部 教授 秋 山 進 午	北陸における古墳時代成立課程の研究	5,200
〃	教 養 部 教授 二 神 弘	日本海沿岸地域の産業構造と地域政策	2,850
〃	教 養 部 教授 藤 井 昭 二	富山湾黒部川扇状地沖埋没林の研究	5,000
〃	教 養 部 助教授 木 越 治	諸藩旧蔵和書の研究	1,400
一般研究 A	理 学 部 教授 水 谷 義 彦	火山性蒸気—熱水—岩石系における水の挙動と起源の解明	1,700
一般研究 B	人文学部 教授 梶 井 陟	朝鮮をめぐる中国と日本・その三国間の語学・文学の相互交渉に関する総合的研究	800
〃	人文学部 教授 和 崎 洋 一	コンピューター検索システムによる現行スワヒリ語の文例の基礎的分析	3,000
〃	教育学部助教授 宇 井 啓 高	マイロナイトの構造岩石学的研究	600
一般研究 C	人文学部 教授 秋 山 進 午	古代東北アジアの民族と文化	1,000
〃	人文学部助教授 藤 本 幸 夫	日本現存朝鮮古刊本の調査とその語学的・書誌学的研究	800
〃	人文学部助教授 夫 馬 進	明清都市社会の研究	1,000
〃	教育学部 教授 林 良 重	盲学校理科実験観察教材教具の開発	800
〃	教育学部 教授 野 村 昇	フェノール類並びにアニリン類のH L C挙動と一斉分析の研究	1,000
〃	教育学部助教授 横 山 泰 行	養護学校児童・生徒の形態と運動能力の解析	400
〃	理 学 部 教授 北 野 孝 一	関数空間上の線形作用素	1,500

一般研究 C	理学部 教授 齋藤 好 民	誘導トルク法によるフェルミ面の開軌道・閉軌道に関する研究	1,990
〃	理学部 助教授 尾島 十 郎	デヒドロアヌレノン及び関連化合物の合成	700
〃	工学部 教授 池田 正 夫	ガス分析法による $MnO \cdot Fe_2O_3$ の C 還元に関する基礎的研究	1,100
〃	工学部 教授 杉本 益 規	造粒と分粒との同時操作による省エネルギー的粉体プロセスの開発	1,400
〃	工学部 助教授 新井 甲 一	金属硫化物の浸出特性に関する固体側因子の影響	1,000
〃	教養部 助教授 森 克 徳	非遷移金属系における起伝導化合物の電気抵抗の異常な温度依存性の研究	900
〃	教養部 助教授 鈴木 邦 雄	ハムシ科（昆虫綱，鞘翅目）における種内変異の多変量計量形態学的研究	600
奨励研究 A	人文学部 助教授 寺津 典 子	核文法の仮定に基づく英語の削除規則に関する研究	850
〃	教育学部 助教授 清水 建 次	希土類・3d 遷移金属間化合物の NMR	850
〃	教育学部 講師 濱名 正 道	単調完備 C*-代数の構造について	900
〃	理学部 講師 道端 齋	ユウレイボヤ 2 種の発生過程における微量元素濃縮機構の比較検討	720
〃	理学部 助手 酒井 英 男	古地磁気場強度推定における圧力起源の残留磁化の影響について	800
〃	理学部 助手 笹山 雄 一	軟骨魚類における Ca 代謝の解明	800
〃	工学部 助手 春山 義 夫	毛細管絞りを有する静圧気体ジャーナル軸受のホワール特性に及ぼす気体の慣性力の影響	800
〃	教養部 助教授 小林 久 寿 雄	分枝過程と非線型微分方程式の極限問題についての研究	700

人事異動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 前 容	任命権者
採 用	56. 5. 1	別 本 明 夫		講師（教養部）	富山大学長
	56. 5. 11	増 田 文 彦		教務補佐員（ 〃 ）	〃
併 任	56. 5. 2	本 田 弘	教授（人文学部）	文理学部長（58.5.1まで）	文 部 大 臣
	〃	〃	〃（ 〃 ）	人文学部長・評議員 （ 〃 ）	〃
	〃	竹 内 豊三郎	〃（理学部）	理学部長・評議員 （58.4.1まで）	〃
	〃	楠 瀬 勝	〃（人文学部）	評議員（58.5.1まで）	〃
	〃	山 口 博	〃（ 〃 ）	〃（ 〃 ）	〃

	56. 5. 2	中 川 正 之	教授（理学部）	評議員（58.5.1まで）	文 部 大 臣
	〃	小 黒 千 足	〃（〃）	〃（〃）	〃
	56. 5. 9	四 谷 平 治	〃（工学部）	学生部長・評議員 （58.5.8まで）	〃
辞 職	56. 5. 22	堀 令 司	教授（理学部）	辞職を承認	文 部 大 臣
	56. 5. 31	宮 崎 右 人	用務員（教育学部作業員）	〃	富山大学長

## 学 内 諸 報

### 永年勤続者の表彰

本学の昭和56年度永年勤続者表彰式が、開学記念日が日曜日に当る為、5月29日午前11時から本部中会議室で行われ、次の35年勤続16名、20年勤続31名の方々に対し学長から表彰状並びに記念品が贈られた。

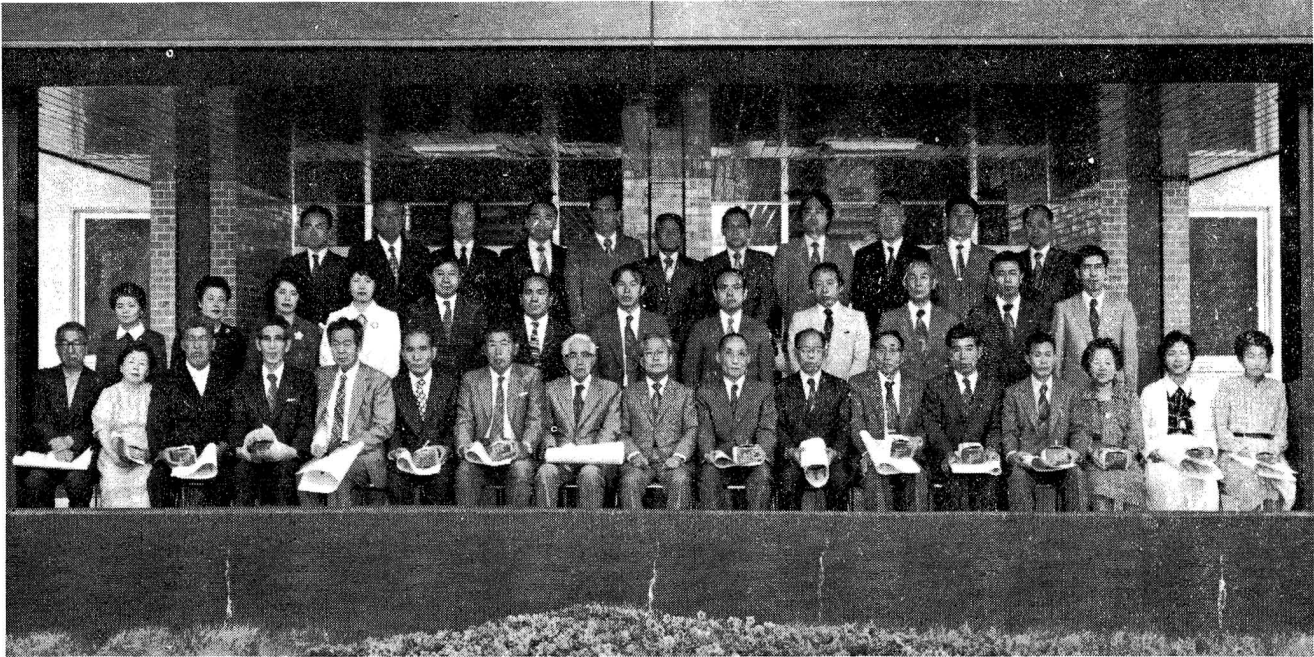
#### 35年勤続

学 生 部	日南田 善 郎	工 学 部	中 川 孝 之
〃	水 口 妙 子	〃	中 谷 秀 夫
〃	松 原 薫	〃	高 山 藤一郎
教育学部	藤 木 興 三	〃	石 田 文 治
経済学部	新 田 隆 信	教 養 部	藤 田 信 二
理 学 部	竹 内 豊三郎	附属図書館	竹 岡 環
工 学 部	位 崎 敏 男	〃	安 守 数 雄
〃	高 辻 雄 三	〃	山 出 繁

#### 20年勤続

庶 務 部	清 水 寛	教育学部	中 谷 隆 一
経 理 部	加賀見 実	〃	稲 垣 不二男
学 生 部	三 井 進	〃	島 原 一 清
〃	平 野 美智子	〃	林 静 生
人文学部	吉 田 清	〃	杉 谷 利枝子
〃	山 口 博	〃	高 畠 幸 子
人文学部・ 理 学 部	五十嵐 清 平	〃	宮 崎 右 人
教育学部	今 津 藤 一	〃	家 納 トミ子
〃	元 治 信 雄	経済学部	山 口 素 光
〃	中 井 学	〃	角 井 与志雄

理学部	松本賢一	工学部	能登谷久公
工学部	作道栄一	〃	清水とし子
〃	杉本益規	教養部	手塚昌郷
〃	宮下和雄	〃	世利幹雄
〃	新井甲一	附属図書館	角井槲子
〃	宮下尚		



昭和56年度永年勤続者表彰式

### 海外渡航者

渡航の種類	所属	官職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	理学部	教授	水谷 義彦	大韓民国	日韓共同研究計画“漢江(韓国)及び流域生態系における環境動態に関する基礎的調査”に参加のため	56. 5. 13 }
	教養部	〃	河野 昭一	アメリカ合衆国	高等植物の種分化および比較生態学研究のため	56. 5. 1 }
海外研修旅行	理学部	〃	堀越 勲	アメリカ合衆国	日米科学協力事業共同研究並びに成果出版打合せ	56. 5. 23 }
						56. 5. 31



職 員 消 息

《改 姓》

工 学 部

事務補佐員 上野 正子 旧姓 坂東

《新任者》

教 養 部

講 師 別本 明夫

教務補佐員 増田 文彦

《住所変更》

人文学部

助 教 授 北村 純一

経済学部

助 教 授 竹川 慎吾

〃 香川 孝三

理 学 部

助 手 東川 和夫

工 学 部

教 授 市村 昭二

事務補佐員 上野 正子

教 養 部

教務補佐員 金森 敦子

主 要 行 事

本 部

会議（於岐阜大学）

6日 全国大学保健管理協会東海北陸地方部会幹  
事会（於名古屋大学）

8日 名誉教授称号授与式

5月1日 第33回東海北陸地区国立大学等施設部課長

## 人文学部

- 部課長会議  
第1回事務改善委員会  
会計係長会議  
入学者選抜健康診断判定基準専門委員会  
12日 昭和56年度学生の厚生補導関係事業計画等の説明会（於文部省）  
14日 第2回補導協議会  
授業料等減免選考委員会  
14～15日 第32回東海北陸地区国立学校等庶務部課長会議（於富山医科薬科大学）  
15日 北陸地区国公立大学学生部懇話会（於福井医科大学）  
第1回学園ニュース編集委員会  
16日 北陸4大学学生体育競技連盟協議会（於金沢大学）  
18日 昭和56年度国立大学事務局長会議（於国立教育会館）  
19日 第1回入学者選抜方法研究委員会  
第1回入学試験管理委員会  
20日 第1回保健管理センター委員会  
20～29日 第17回中部地区中堅係員研修  
21日 第60回東海北陸地区国立大学学生部課長会議（於愛知教育大学）  
21～23日 昭和56年度構造設計指針等説明会（於京都大学）  
22日 第2回評議会  
23日 第2回事務協議会  
25日 低温液化室運営委員会  
決算関係事務研修会（於金沢財務局）  
26日 富山大学構内交通対策委員会  
北陸地区国立学校事務電算化協議会昭和56年度第1回定例協議会（於金沢大学）  
第1回学寮補導委員会  
27日 第3回補導協議会  
28日 中部地区学生補導厚生研究会第25回総会（於金沢大学）  
放射性同位元素総合実験室運営委員会  
昭和56年度大学・高等専門学校奨学生事務協議会（於福井大学）  
28～29日 昭和56年度国立学校経理部課長会議（於東京医科歯科大学）  
29日 永年勤続者表彰式

- 5月6日 第3回教授会  
第1回人事教授会  
9日 第1回予算委員会  
13日 第2回学部将来計画委員会  
2年次生オリエンテーション  
第3回学部教務委員会  
19日 第1回職業補導委員会  
21～22日 第14回15大学人文系学部長会議（於愛媛大学）  
27日 第4回教授会  
第3回人事教授会

## 教育学部

- 5月6日 人事教授会  
13日 教務委員会  
教授会  
14～15日 日本教育大学協会第一部会（於熱海市）  
18日 将来計画委員会  
19日 富山大学教育学部附属小学校昭和56年度教育研究発表会  
21～22日 昭和56年度春季全国国立大学教育学部長会議（於熊本大学）  
昭和56年度全国国立大学教員養成学部事務長協議会（於北海道教育大学）  
日本教育大学協会北陸地区第二部会技術・職業・職業指導部門研究協議会（於黒部荘）  
23～24日 全国国立大学附属学校連盟昭和56年度全国理事会・第32回定時代議員会（於お茶の水女子大学）  
25日 日本教育大学協会理事会（於東京学芸大学）  
26日 職業補導委員会  
27日 入試検討委員会  
人事教授会  
28～29日 昭和56年度日本教育大学協会北陸地区会評議員会（於信州大学）  
昭和56年度日本教育大学協会第二部会書道部門並びに全国大学書道学会総会（於千葉大学）

**経済学部**

- 5月6日 学部施設整備委員会  
 11日 日本海経済研究所運営委員会  
 18日 学部図書委員会  
 各種委員選考委員会  
 20日 学部教務委員会  
 教授会  
 27日 学部職業補導委員会  
 28～29日 昭和56年度国立十大学経済・経営学部長並びに事務長会議（於福島大学）

**理学部**

- 5月8日 教育実習委員会  
 9日 学科主任会議  
 14～15日 国立15大学理学部長会議（於島根大学）  
 19日 教育実習に関するオリエンテーション  
 20日 人事教授会  
 22日 補導委員会（持回り）  
 24日 日本植物学会北陸支部総会（於理学部2号館）  
 27日 教授会  
 理学研究科委員会

**工学部**

- 5月6日 教授会  
 11日 事務連絡会議  
 13日 工学研究科委員会  
 専任教授会  
 26日 学部図書委員会  
 27日 学科主任会議

**教養部**

- 5月6日 予算委員会  
 13日 予算委員会  
 15日 補導委員会  
 20日 教授会

親和会総会

27日 教務委員会

27～28日 昭和56年度全国国立大学教養（学）部長会議・同事務協議会（於熊本大学）

**附属図書館**

- 5月12日 附属図書館商議会  
 15日 係長事務打合せ会  
 20日 図書館業務電算化研究会  
 21日 北信越地区国立大学附属図書館事務（部・課）長会議（於東京本郷会館）  
 22日 国立大学附属図書館事務部課長会議（於東京医科歯科大学）

**トリチウム科学センター**

- 5月  
 11～12日 見学会（見学者計88名）  
 21日 健康診断（富山赤十字病院）

**経営短期大学部**

- 5月7日 第3回教授会  
 12日 第1回授業料等減免選考委員会  
 16日 経・短親睦会定期総会  
 28日 将来構想委員及び財務委員会の合同委員会  
 29日 第1回奨学生選考委員会

資 料

昭和55年度卒業生産業別就職状況

昭和56年 5 月 1 日現在

学 部 産 業 別		人	教	経	理	文	工	合
		文	育	济	学	理	学	計
		学	学	学	部	部	部	
		部	部	部	部	部	部	
農 業								
林 業			1					1
漁業・水産養殖業								
鉱 業								
建 設 業		2		6	1		8	17
製 造 業	食 料 品	1		3	2	1	1	8
	織 維 工 業			5			4	9
	印 刷	1		3	1		5	10
	化 学 工 業			8	12		24	44
	石 油 ・ 石 炭 製 品			1			2	3
	鉄 鋼	1		1			7	9
	非 鉄 金 属			1	1		16	18
	金 属 製 品	3		6			14	23
	一 般 機 械 器 具	2		4	1		35	42
	電 気 機 械 器 具	3	1	13	7	1	53	78
業	輸 送 用 機 械 器 具	3		7			18	28
	精 密 機 械 器 具	1			2	3	5	11
	そ の 他	1		10	1	3	19	34
小 計		16	1	62	27	8	203	317
卸 小 売 業	商 事 ・ 貿 易	7	1	19	2	3	13	45
	百 貨 店 ・ ス ー パ ー	8	2	3				13
小 計		15	3	22	2	3	13	58

金 融 保 險	銀 行	1	1	26				28
	信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合			8				8
	保 險 業	1		12	1			14
	証 券 ・ 商 品 取 引	3		12		1		16
小 計		5	1	58	1	1		66
不 動 産 業								
運 輸 ・ 倉 庫 業		1	2	3			4	10
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道				5			9	14
マ ス コ ミ	新 聞 ・ 出 版	1	1	1		1	1	5
	ラ ジ オ ・ テ レ ビ	1		1	1		1	4
小 計		2	1	2	1	1	2	9
サ ー ビ ス	広 告 ・ 観 光 業							
	医 療 保 健 業		1					1
	教 育	31	183	1	29	12	1	257
	非 営 利 的 団 体	1	1	1				3
	公 共 企 業 体 等			1	1			2
小 計		32	185	3	30	12	1	263
公 務	国 家 公 務 員	1	1	12	3	2	2	21
	地 方 公 務 員	7	9	20	2	2	15	55
小 計		8	10	32	5	4	17	76
上 記 以 外 の も の		8	3	23	16	6	8	64
合 計		89	207	216	83	35	265	895

規 就 模 職 別 先	大 企 業 (従 業 員 数 500 人 以 上)	23		138	19	6	150	336
	中 企 業 (従 業 員 数 100-499 人)	18	6	26	19	7	73	149
	小 企 業 (従 業 員 数 99 人 以 下)	3	8	20	10	6	21	68
	企 業 以 外	45	193	32	35	16	21	342

編 集 富 山 大 学 庶 務 部 庶 務 課  
富 山 市 五 福 3 1 9 0  
印 刷 所 中 央 印 刷 株 式 会 社  
富 山 市 下 奥 井 1 - 4 - 5  
電 話 ㊟ 6 5 7 2 代